

## 令和7年度 大型車の車輪脱落事故防止対策 「ホイールナットの緊急点検」実施について

### 1. ホイールナットの緩み緊急点検

会員事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、ホイールナットが規定のトルクで締付けられていることを、トルクレンチを使用して点検してください。（トルクレンチを保有していない場合には、最寄りの整備工場など、トルクレンチが備わっているところで実施してください。）

なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を実施した場合には、冬用タイヤ交換後、50～100km 走行後に点検してください。

### 2. 緊急点検の実施期間

東北管内車輪脱落事故発生状況（令和6年度）によりますと、令和6年4月から令和7年3月までに発生した車輪脱落事故 36 件のうち、11 月から 12 月の間に 13 件（36.1%）と集中して発生していることから、緊急点検の実施時期を次のとおりとします。

緊急点検実施期間・・・令和7年11月1日（土）から令和7年12月31日（水）まで

### 3. 報告

上記1. で実施したホイールナットの規定トルクでの締め付けについて、緊急点検実施期間中に点検・整備した結果を、別紙「結果報告書」に記入し、令和8年1月13日（火）までに青森県トラック協会宛に報告してください。

以上